

別杵速見地域広域市町村圏事務組合  
競争入札の参加資格申請について  
【建設工事:随時申請】

## 1 審査基準日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合競争入札参加資格審査申請における資格審査基準日は、申請書提出日を開始日とします。

## 2 資格審査を申請できる者及び業種

次の(1)から(6)の要件を満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の請求を行い、総合評定値の通知(以下「総合評定値通知」という。)を受けた業種と同一の業種について行うこととします。

- (1) 建設業法の規定により資格審査基準日現在において、国土交通大臣又は各都道府県知事(以下「許可行政庁等」という。)の許可を受けている者
- (2) 申請日現在において、審査基準日を令和4年10月1日から令和5年9月30日の間とする総合評定値通知を許可行政庁等から受けている者
- (3) 別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和55年別府市告示第176号)第7の1の(3)で定める暴力団関係者に該当しない者
- (4) 大分県が今年度に行った競争入札参加資格審査の申請を行っている者
- (5) 社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、大分県への競争入札参加資格審査の申請日時点において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者
- (6) 圏域内に本店がある事業者は市(町)税を滞納していない者

## 3 資格の有効期間

有資格者名簿に登録した日から令和8年3月31日まで

※ 当事務組合では決定の通知は行いません。競争入札参加有資格者名簿への記載をもって決定とします。

## 4 申請方法

必要書類のデータやスキャン画像を添付し、下記メールアドレスへ送信してください。

(※持参又は郵送も可能です)

※ 郵送による申請に際して、当事務組合が申請書を受け付けた旨の文書の返信が必要な場合は、切手(A4用紙1枚分)を貼付し宛名を明記した返信用封筒(長3)を同封してください。返信用はがきの受付票を利用される場合は、返信用封筒は不要です。

## 5 受付場所等

Eメール [kouiki@city.beppu.lg.jp](mailto:kouiki@city.beppu.lg.jp)

持 参 : 別府市役所4階 広域圏事務局

郵 送 : 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

別杵速見地域広域市町村圏事務組合事務局 総務係

連絡先 : (直通)0977-21-1126

## 6 その他注意事項

- (1) 申請受付後に申請者の申立てによる変更(補正は除く。)は認めておりません。申請内容を十分に確認したうえで申請してください。
- (2) 各種書類の申請日など日付記入欄の記入漏れにご注意ください。(未記入の場合は再提出をお願いしております。)
- (3) 申請者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、入札参加資格を認めないことがあります。
  - ア 提出書類に虚偽の記載をし、又は資格審査に関する重要な事実を記載しなかったとき。
  - イ 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、総合評定値請求書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、これらの結果の通知を受けたとき。
  - ウ 資格審査を行う過程又は資格審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。